

国家公務員倫理法第2条第7項に基づく本省課長補佐級以上相当職員
の範囲の公表について

独立行政法人交通安全環境研究所における国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）
第2条2項第5号の規定による「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

- （1）独立行政法人交通安全環境研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）事務職
俸給表の職務の級7級以上の職員
- （2）給与規程研究職俸給表の職務の級4級以上の職員
- （3）給与規程第1号任期付研究職俸給表の適用を受ける職員